

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月30日
【報告者の名称】	NECモバイリング株式会社
【報告者の所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5532)3300(代表)
【事務連絡者氏名】	法務室長 山田 善久
【縦覧に供する場所】	NECモバイリング株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、NECモバイリング株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、MXホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 MXホールディングス株式会社

所在地 東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ15階

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明すると共に、本公開買付けに応募するか否かについては当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在において、丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）がその発行済株式の全てを保有する株式会社です。

この度、公開買付者は、平成25年4月26日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の発行済普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の全て（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限が7,410,000株（当社の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）が平成25年4月26日現在所有する当社普通株式数に相当し、当社が平成25年2月7日に提出した第41期第3四半期報告書（以下「当社第41期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして51.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）となります。）とされており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ、当社第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）から当社第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社が保有する自己株式（143株）を控除した数（14,529,257株）に占める応募株券等の総数の比率（以下「応募比率」といいます。）が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている当社を完全子会社化するための各手続（以下「本完全子会社化手続」といい、本公開買付け及び本完全子会社化手続を併せて「本取引」と総称します。）を実施する予定とのことです。なお、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせ、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定とのことです。

なお、直近1ヵ月前後の当社普通株式の市場株価の急騰を受け、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）は直近1ヵ月前後の市場株価を下回っておりますが、かかる当社普通株式の市場株価の急騰は、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことによるものと推測されるとのことです（なお、当該報道以降の当社普通株式の市場株価の変動については、後記「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の記載もご参照ください。）。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、当社普通株式7,410,000株（所有割合にして51.00%）を所有するNECとの間で、平成25年4月26日付けで本公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、NECがその所有する当社普通株式の全てにつき、本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことで

す（本応募契約の概要については、下記「本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、公開買付者の完全親会社である丸紅及びその連結対象会社（以下「丸紅グループ」と総称します。）は、総合商社として各種物品の売買及び貿易業を主たる事業として行っており、全世界にまたがる営業拠点及びその情報ネットワークを活用し、あらゆる分野にわたる事業展開を行っております。加えて、取引先に対する各種ファイナンスの提供、各種プロジェクトのオーガナイザーとしての機能の発揮、資源開発や先端技術分野への事業投資等多角的な取り組みを行っております。

丸紅はこれらの事業を、食料、エネルギー・化学品、金属、機械、生活産業の5グループと、その傘下に位置する12営業部門を中心に推進しております。生活産業グループの中の情報・金融・不動産部門では、ICT（Information and Communication Technology：情報や通信に関する技術の総称）分野への取り組みに注力しており、中でも携帯電話販売や携帯電話端末を活用した各種ソリューション・サービスの提供を行うモバイルビジネスを最重点注力分野の一つに据えているとのことです。携帯電話販売市場は、対人口普及率が1人1台以上の時代を迎えているものの、スマートフォン、タブレット端末をはじめデジタルフォトパネル等の周辺機器、あるいは機器向けの通信モジュール等の新たな回線需要が期待でき、さらに法人企業におけるスマートデバイスの業務用利用がますます本格化することからも、一層の需要増が期待されているとのことです。その中で、丸紅は当社と同種の事業を営む丸紅テレコム株式会社（以下「丸紅テレコム」といいます。）を中核事業体として位置付け、直営キャリアショップ等を通じた一般顧客向け、及び各種の営業活動を通じた法人顧客向けの双方に対し、スマートフォン、タブレット端末等のスマートデバイスの利用特性に則した付加価値の高いサービス・機能を、顧客の意向を踏まえて提案・提供することを志向しているとのことです。

一方、当社は昭和47年、移動無線機器及び通信機器の製造・保守サービス、機器に関する工事の設計及び請負並びに機器及びその部品の販売等に関する業務を目的として設立されました。その後、平成4年に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（旧商号：エヌ・ティ・ティ中央移動通信株式会社）と携帯電話等の代理店契約を締結し、キャリアショップの運営を開始しました。また、当社は、平成14年2月に東京証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、翌年の平成15年3月には同取引所市場第一部に移行いたしました。このような沿革から、当社は、保守サービスなどの技術力と販売拠点の両方を有する特色を活かし、次世代の移动通信サービスにも迅速な対応ができる体制を日々強化すると共に、より一層の成長を目指し、事業の発展、業績の向上と企業価値の向上に努めてまいりました。近年においては、保守サービスなどの技術を基盤としながら、全国に展開しているキャリアショップを中心とする販売拠点を当社の「セールスプラットフォーム」と位置付けて強化・拡大し、これをお客さま接点として、モバイルに関連する取り扱い商材を拡大していくと共に、通信分野の幅広い事業活動を展開してまいりました。

このような状況の中、公開買付者の完全親会社である丸紅は、昨年12月下旬から、当社の親会社であるNECが当社の新たなパートナーを検討するためにその保有する当社普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、NEC及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選定した上で、当社普通株式の取得について分析、検討を進めてきたとのことです。

公開買付者の完全親会社である丸紅は、NECに対し、上記分析、検討を経た本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）を含む本公開買付けに関する諸条件を提示し、NECの選考を経た結果、本年4月、最終買付候補者として選定されたとのことです。その後、丸紅はNEC及び当社との間で交渉を進め、諸条件の合意に至ったことから、公開買付者は平成25年4月26日付けでNECとの間で本応募契約を締結し、また、丸紅は平成25年4月26日付けで当社との間で資本業務提携契約（以下「本提携契約」といいます。）を締結しました。本応募契約及び本提携契約の概要については、下記「本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

以上のとおり、公開買付者は当社を携帯電話販売事業における業界の雄として、モバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、自主性及び創造性のある当社の役員及び従業員等を、本公開買付け後も尊重される経営の自主性と共に有していると認識しているとのことです。そして、当社を公開買付者の完全子会社とすることにより、公開買付者の完全親会社である丸紅及び丸紅グループ企業との多面的な連携関係を構築し、また、当社と同じ事業を営む丸紅テレコムとの間で営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果の追求が可能となるとのことです。

公開買付者は当社を完全子会社化した後は、当社と丸紅テレコムが重複して保有する機能・資産・契約等を集約し共有しつつ、異なる経営インフラの統一等を進めることで、キャリアショップ運営や法人営業を競争力ある形で一体と

なって提供する実質的な経営統合メリットの享受を志向する予定とのことです。また、応募比率が3分の2未満となり、当社普通株式が東京証券取引所市場第一部において上場を維持することとなった場合であっても、当該経営統合メリットを追求していく予定とのことです。

なお、丸紅は、NECとの間において、本公開買付けが成立した場合には、NECから派遣されている当社の取締役2名（松倉肇氏及び木下肇氏）及び監査役1名（川上耕毅氏）に退任していただくことを合意しているとのことです。また、下記「ロ 本提携契約」に記載のとおり、当社は、丸紅との間において、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合には、当社が、当社を公開買付け者の完全子会社とするために開催される臨時株主総会（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合には、当社が本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済日」といいます。）から2ヶ月以内に開催する臨時株主総会、以下「本臨時株主総会」といいます。）において、当社の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、丸紅が指名する取締役6名（以下「丸紅指名取締役」と総称します。）の選任に関する議案及び丸紅が指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程すること、並びに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が当社の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の当社の取締役（丸紅指名取締役を除きます。）に退任していただくことを合意しております。他方で、NECから派遣された役員を除く本提携契約締結日現在の当社の取締役（ただし、上記により退任する取締役を除きます。）及び執行役員が引き続きその任務を遂行することを合意しております。

現在の移動通信市場ではスマートフォンへのシフトが急速に進行する中で、今後はスマートフォンの成熟期を迎え販売台数が伸び悩む一方で、市場のグローバル化・多様化が進行すると考えられ、情報通信サービスは今後大きな転換を迫られると予想されます。そこで、当社は、事業の発展に向けて、通信事業者、端末機器メーカー、コンテンツやアプリケーション提供者、さらにはクラウド事業者等、多様なレイヤーのプレイヤーとの連携を図ること、また、世界市場への進出も視野に入れた今後の事業発展のためには、販売代理店の大規模化は不可欠であると考えております。

当社は本公開買付けにより次の効果が期待できると考えております。

a 経営統合による業界トップポジションの強化

当社と丸紅グループにとって、当社及び丸紅グループに属する丸紅テレコムを同一グループ内におき、将来的には経営統合することによって生じる規模の拡大や、営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果は大きいと考えられます。当社及び丸紅テレコムの経営統合（以下「本件経営統合」といいます。）実施後は、年間販売台数300万台超、キャリア認定ショップ400店舗超の顧客基盤を有するとともに、丸紅グループとNECグループの法人顧客基盤を確保する企業となります。加えて、丸紅グループが有する全産業にまたがる顧客資産や取引先の活用により、当社のセールスプラットフォームのさらなる強化、新しい商材の開拓・拡大を図ることが可能となります。

b 非メーカー系保守修理サービス事業者として新たな事業機会の拡大

端末修理事業においては、スマートフォンへの買換えが急速に進行することで端末修理需要が急減しており、また、当社の修理事業の大半を占める既存顧客の端末について、当社の受注対象機種種の減少により売上が減少していることから、新たな修理需要の開拓が急務となっております。この点、総合商社である丸紅グループの持つ営業力や、国内のみならず、海外における丸紅グループのネットワークを活用することで、新たな修理事業・顧客層の拡大が可能となります。具体的には、携帯電話のみならず、他のエレクトロニクス機器の修理業務の獲得及び海外機器メーカー等との戦略的提携・事業展開の機会の拡大が期待されます。

以上のとおり、当社は、本件経営統合による規模の拡大と各種相乗効果の発揮、及び当社の持つモバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、端末保守事業を中心とした技術力・サポート力と、丸紅グループの持つ総合商社としての営業力、多岐にわたる事業会社群、取引先との連携・提携により、事業の拡大・発展を図り、当社の企業価値の向上を目指すことが可能となると考えるに至り、平成25年4月26日開催の取締役会において、公開買付けによる本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しました。

本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

イ 本応募契約

公開買付け者の完全親会社である丸紅は、当社の親会社であるNECとの間で、平成25年4月26日付けで本応募契約を締結したとのことです。本応募契約において、NECは、(ア)公開買付けによる本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ)丸紅の表明及び保証について、重大な誤りが存在しないこと(注1)及び(ウ)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに丸紅が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと(注2)を前提条件として、NECの保有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしたとのことです。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、NECが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。一方、NECは、公開買付け期間末日までの間に、丸紅の表明及び保証について重大な誤りが存在することが判明した場合、又は本応募契約に基づき丸紅が公開買付け期間末日までに履行し又は遵守すべき義務に重大な違反があった場合には、本公開買付けへの応募を撤回することができるほか、第三者により当社株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合には、丸紅との間で対抗公開買付けへの対応に関して誠実な協議を経て、対抗公開買付けに応募することができることとされているとのことです。ただし、NECが買付け予定数に上限が付された対抗公開買付けに応募することができるのは、本公開買付けに応募すること又は本公開買付けへの応募を継続することがNECの取締役の善管注意義務に違反するおそれが相当程度ある旨の弁護士からの助言を受けた上でNECが合理的に判断する場合に限られているとのことです。

(注1) 本応募契約において、丸紅は、(ア)丸紅及び公開買付け者の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)丸紅の本応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在、本応募契約の締結及び履行が丸紅の事業目的の範囲内の行為であること、及び本応募契約の締結及び履行のために必要な社内手続の履践、(ウ)丸紅に対する強制執行可能性、(エ)丸紅及び公開買付け者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ)丸紅及び公開買付け者が本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、(キ)本公開買付けの結果取得することになる当社株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本応募契約において、丸紅が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付け者をして、当社普通株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出させ、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行わせる義務があるとのことです。

□ 本提携契約

当社は、公開買付者の完全親会社である丸紅との間で、平成25年4月26日付けで本提携契約を締結しており、主要な項目の概要は以下のとおりです。

(a) 資本提携及び業務提携の内容

当社が丸紅グループの(ア)移動体通信回線の取次及び移動体通信端末の販売事業、(イ)移動体通信端末の修理に関連する事業、(ウ)当社が運営するショップを活用する事業又はこれに関連する事業、(エ)その他移動体通信端末に関連する事業における中核として当該事業に関する戦略の立案及び遂行、事業計画策定、事業の遂行及び財務管理等を実施し、本公開買付けが成立した場合には、規模を拡大することによるシナジーの獲得、当社及び丸紅グループのノウハウ提供・活用を通じたショップ事業の強化、当社及び丸紅グループの顧客基盤を活用した営業力の強化の実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

(b) 当社による本公開買付けへの賛同

当社は、取締役会において本公開買付けに対して賛同する旨の決議を行い、これを公表する。本公開買付け中の事情変更により当社の取締役会が本公開買付けに対する賛同意見の撤回又は変更を行わないことが、当社の取締役の善管注意義務違反になるおそれが高いと客観的に判断され、かつ、当社から丸紅に対して、当該判断の内容及び具体的な理由を記載した書面を交付した場合又は丸紅が本提携契約に定める義務に重大な違反をした場合には、当社は公表した賛同する旨の意見を撤回又は変更することができる。

(c) 完全子会社化の実施及び協力

本公開買付けが成立したものの公開買付者が本公開買付けによって当社普通株式の全部を取得できなかった場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合を除く。）には、丸紅は、公開買付者をして、全部取得条項付種類株式を用いた手法により、本決済日後約3ヶ月以内を目途に本完全子会社化手続を実施させ、当社は、公開買付者に対して、法令上及び当社の少数株主保護の観点から当社が可能と判断する範囲において最大限協力する。本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった当社の少数株主に対し交付される金銭の額については、本買付価格に当該少数株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた額とする。

(d) 役員の派遣等

丸紅は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、丸紅指名取締役（常勤取締役2名、非常勤代表取締役会長1名及び非常勤取締役3名）及び常勤監査役又は非常勤監査役1名を指名する。当社は、本公開買付けが成立した場合には、当社が、本臨時株主総会において、(ア)当社の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、(イ)丸紅指名取締役の選任に関する議案及び(ウ)丸紅の指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程するとともに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が当社の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の当社の取締役（丸紅指名取締役を除く。）をして、当社の取締役を退任させる。

丸紅は、公開買付者をして、本提携契約締結日現在の当社の取締役（NECから派遣された取締役及び本臨時株主総会終結時点までに退任する取締役を除く。）及び執行役員については、引き続きその任務に当たらせるものとする。

(e) 従業員の処遇

当社及び丸紅は、本公開買付けが成立した場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株以上であるか否かを問わない。）、本決済日から少なくとも2年間、本決済日における当社の従業員全員について、その雇用を継続させ、また、その雇用条件を従業員に実質的に不利益に変更させない。なお、疑義を避けるために付言すると、当社の就業規則等に基づき合理的に行われる就業の場所及び従事する業務の内容の変更は、雇用条件の実質的に不利益な変更には該当しない。

(f) 承諾事項

- 当社は、本完全子会社化手続完了日までの間、次に掲げる事項を行う場合には、予め丸紅の承諾を得るものとする。
- (ア) 剰余金の配当等（ただし、当社の第41期期末の剰余金配当は除く。）
 - (イ) 資本構成の変更
 - (ウ) 1件1億円以上の資産の譲渡又は担保提供、借入
 - (エ) 組織再編行為
 - (オ) 上記(ア)から(エ)の他当社及びその子会社の通常業務の範囲（1件1億円以上の出捐を伴うか否かを目安とする。）を超える行為又はこれらの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに1億円以上の重大な影響を及ぼす可能性のある行為

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の親会社であるNECが丸紅と本応募契約を締結していることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

公開買付者の完全親会社である丸紅は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者、丸紅、当社及びNECから独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対し、当社普通株式の価値算定を依頼したとのことです（なお、トーマツは、公開買付者、丸紅、当社及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。）。

トーマツは、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて当社普通株式の価値算定を行い、丸紅はトーマツから平成25年4月25日に当社普通株式の価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。上記各手法において算定された当社普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

算定手法	当社普通株式の1株当たりの価値範囲
市場株価法	3,648円～4,810円
類似会社比較法	5,097円～6,267円
DCF法	4,971円～6,613円

市場株価法では、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関連する憶測報道がなされたことにより、当社普通株式の市場株価が急騰したことから、その株価への影響を排除するため、上記憶測報道がなされる前日（平成25年3月25日）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の直近6ヶ月終値単純平均値（3,648円）、直近3ヶ月終値単純平均値（4,085円）、直近1ヶ月終値単純平均値（4,404円）、基準日単純終値（4,810円）を基に当社普通株式の1株当たりの価値を、3,648円から4,810円までと算定しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社普通株式の1株当たりの価値を、5,097円から6,267円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の当社の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値を、4,971円から6,613円までと算定しているとのことです。なお、当社が公開買付者及びトーマツに提出した当社の事業計画には、大幅な増減益は見込まれておりません。また、当社とのシナジー効果については、事業計画には織り込んでおりません。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、平成25年4月25日付けで、公開買付者、丸紅、当社及びNECから独立したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）から、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が公開買付者の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しているとのことです。（なお、デロイトトーマツは、公開買付者、丸紅、当社及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。）。

公開買付者及び公開買付者の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募株券等の総数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月26日付けの取締役会決議において、本買付価格を5,510円と決定したとのことです。

本買付価格である5,510円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月25日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の普通取引終値の5,410円に対して1.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去1週間（平成25年4月19日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値5,800円（小数点以下四捨五入）に対して5.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去1ヶ月間（平成25年3月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値6,193円（小数点以下四捨五入）に対して11.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去3ヶ月間（平成25年1月28日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,969円（小数点以下四捨五入）に対して10.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去6ヶ月間（平成24年10月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,230円（小数点以下四捨五入）に対して30.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額とのことです。なお、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値は、平成25年3月25日に4,810円であったのに対して、本件に関する平成25年3月26日の報道があり、平成25年3月27日には6,450円となりました。その後、上下変動を経て、平成25年4月22日の当社普通株式の終値は6,410円となりましたが、本件に関して平成25年4月23日にも報道がなされた結果、平成25年4月23日の当社普通株式の終値は5,410円となり、その後、平成25年4月25日の当社普通株式の終値は5,410円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。ご参考までに、本件に関する報道が最初になされた日の前営業日である平成25年3月25日から遡る過去1ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,404円（小数点以下四捨五入）に対して25.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年12月26日から平成25年3月25日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値4,085円（小数点以下四捨五入）に対して34.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年9月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値3,648円（小数点以下四捨五入）に対して51.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となるとのことです。

（注） トーマツは、上記株式価値算定書の提出に際し、また、デロイトトーマツは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明に際し、公開買付者から提供を受けた公開買付者及び当社の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。公開買付者及び当社から提出された財務予測については、公開買付者及び当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本公開買付けに関し独立性を有する第三者算定機関であるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）に当社の普通株式の価値の算定を依頼し、平成25年4月26日付けで株式価値算定書を取得しました。

GCAサヴィアンは、当社の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の経営陣（NECから派遣されている松倉肇氏及び木下肇氏を除く）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の普通株式の価値算定を行っています。

GCAサヴィアンは、複数の株式価値算定手法の中から当社の普通株式の価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社の普通株式の価値を算定しています。

G C A サヴィアンが上記各手法に基づき算定した当社の普通株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりです。

算定手法	1株当たり価値の算定レンジ
市場株価法	3,810円～4,835円
類似会社比較法	3,378円～5,326円
D C F 法	5,301円～6,502円

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成25年3月26日の前営業日である平成25年3月25日を評価基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の評価基準日の出来高加重平均値4,835円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、評価基準日からそれぞれ遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の出来高加重平均値（それぞれ4,471円、4,133円及び3,810円）を基に、当社普通株式の1株当たりの価値を、3,810円から4,835円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて当社の普通株式の価値を分析し、その1株当たりの価値を、3,378円から5,326円までと算定しております。

D C F 法では、G C A サヴィアンは、当社の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社スタンドアロンの収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて事業価値及び株式価値を分析し、当社の普通株式の1株当たりの価値を、5,301円から6,502円までと算定しております。なお、当社がG C A サヴィアンに提出した当社の事業計画では、大幅な増減益は見込まれておりません。

以上より、G C A サヴィアンから当社が取得した株式価値算定書においては、当社普通株式の1株当たりの価値の算定結果のレンジは、市場株価法では3,810円から4,835円、類似会社比較法では3,378円から5,326円、D C F 法では5,301円から6,502円と算定されております。

なお、当社はG C A サヴィアンから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「G C A S 意見書」といいます。）を平成25年4月26日付けで取得しております。

G C A サヴィアンは、丸紅、公開買付者、N E C 及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（注）G C A サヴィアンは、株式価値算定書及びG C A S 意見書の提出、当該株式価値算定書及びG C A S 意見書に記載された意見の表明（以下「本意見表明」といいます。）並びにそれらの基礎となる当社株式価値の分析・算定に際し、当社から提出を受け又は当社と協議した情報、一般に公開された情報、G C A サヴィアンが検討の対象とした又はG C A サヴィアンのために当社により検討されたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、G C A サヴィアンは、当社株式価値の分析・算定に際し、当社の経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを本意見表明の前提としております。

G C A サヴィアンは、当社の株式価値の分析及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でG C A サヴィアンに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、本意見表明がされた日（以下「本意見表明日」といいます。）時点で開示のない事実又は事項及び本意見表明日以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、本意見表明の基礎となる当社の株式価値の評価結果に影響を与える可能性があります。

G C A サヴィアンは、当社の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）につき独立した評価又は査定を行っておらず、かつ第三者機関からの評価又は査定はG C A サヴィアンに提出されておられません。

G C A サヴィアンは、当社の事業計画その他業績見通しに関する情報が、当社の経営陣により本意見表明日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って当社の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びD C F 法に基づき当社の株式価値を分析しております。事業計画等において前提とした今後予測される事態や環境が事業計画等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が当社の株式価値に対して影響を与えることがあります。G C A サヴィアンが本意見表明を行うにあたって実施した分析は、こうした事業計画等の現実性の審査を目的としておらず、当該事業計画等又はそれらの根拠となった前提については、何ら意見を表明するものではなく、何ら保証するものでもありません。

G C A サヴィアンは、法律、会計又は税務の専門家ではなく、本意見表明を行うに当たり、本取引の適法性・有効性及び会計・税務上の処理の妥当性について独自に検討及び分析を行っておらず、本取引が全ての法律上、会計上又は税務上の適正な手続を経て、適切かつ有効に実行されることを前提としています。また、本取引の実行による当社、その他の取引関係者に対する課税関係については考慮しておりません。

本意見表明は、本取引の実行並びに今後の事業継続に必要な一切の政府その他による同意又は許認可が、その時期又は条件等を含め、本取引を実行した場合に当社の事業の予測される財務状況に負の影響を与えることなく得られるものであることを前提としており、G C A サヴィアンはこれらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

本意見表明は、本買付価格が当社の株主の皆様にとって財務的な見地から妥当であるか否かを、本意見表明日現在の市場、経済、金融その他の環境状況に基づいて意見表明したものであり、また、本意見表明日までにG C A サヴィアンに提供され又はG C A サヴィアンが入手した情報に基づいたものです。今後の状況の変化により本意見表明の内容が影響を受けることがあります。G C A サヴィアンはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本意見表明は本書に明示的に記載された事項以外、本意見表明日以降の事象に関して何ら意見を推論させ、示唆するものではありません。

本意見表明は、当社の取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。特に、本意見表明はG C A サヴィアンが当社取締役会又は当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応じるべきか否かについて意見を提供するものではなく、また本公開買付けへの賛同及び応募並びに完全子会社化手続きへの賛同そのものを推奨するものではありません。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る審議に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、丸紅、公開買付者、N E C 及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所を選任し、本取引に対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けています。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けを含む本取引を検討するに当たって、丸紅、公開買付者及び当社の支配株主（東京証券取引所定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び同施行規則第3条の2において定義されます。以下同じです。）であるN E C 及び当社との間に利害関係のない外部の有識者であり、上記「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社のリーガル・アドバイザーであるT M I 総合法律事務所に所属する葉玉匡美弁護士に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により株主に交付される対価の妥当性、及び(d)本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての意見書を当社に提出することを委嘱いたしました。

葉玉匡美弁護士は、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーであるG C A サヴィアンから、丸紅による当社への提案内容、本公開買付け及び下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の目的及びこれにより向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、またG C A サヴィアンが当社に対して提出した株式価値算定書及びG C A S 意見書を参考にした上で、上記諮問事項に関する質疑応答を行いました。

葉玉匡美弁護士は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載された本取引の目的は正当であると認められること、(イ)丸紅は公正な入札プロセスを通じて買付候補者に選定されたこと、(ウ)本取引における当社取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために、上記「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の各措置が実施されていること、並びに(エ)本公開買付け後において予定されている本完全子会社化手続において、当社の各株主様に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成25年4月26日に、当社に対して、(a)本取引は当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本取引により株主に交付される対価は妥当であり、(d)本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出いたしました。

なお、当該意見書は、本公開買付けが成立した後に、公開買付者が当社の支配株主に該当し、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の当社を非公開化するための手続が支配株主との

重要な取引等に該当することとなった場合における、支配株主との重要な取引等についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、平成25年4月26日開催の当社取締役会において、当社の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、上記「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」記載の株式価値算定書及びG C A S意見書、上記「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、上記「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、本提携契約による丸紅グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議しております。一方で、本買付価格は、上記「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」記載の株式価値算定書の算定結果及びG C A S意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近1ヵ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

上記当社取締役会においては、当社の取締役のうち松倉肇氏及び木下肇氏の2名は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けを含む本取引に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当該2名を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本提携契約を締結する旨の決議を行っております。また、当該取締役会には、当社の監査役のうちNECから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名（うち1名は独立した社外監査役）が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べております。

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) 公開買付けの概要」に記載のとおり、当社普通株式の全てを取得する予定であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社普通株式の全てを取得できなかった場合であって、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、平成25年9月中を目処に、以下の方法により、公開買付者が当社普通株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類の株式を発行できるようにすることで、当社を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び当社の当該株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の当社株式を交付することを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は当社に対し、本臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（当社が保有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該別個の種類の当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者が当社の保有する自己株式を除く発行済株式の全部を保有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募されなかった当社株式の株主（公開買付者を除きます。）の皆様に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおける応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせる予定とのことです。この場合における当社普通株式の追加取得の予定につきましては、現在決定している事項はないとのことです。

また、応募比率が3分の2以上に達した場合であっても、上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の公開買付者の株式の保有状況及び公開買付者以外の当社の株主の皆様による株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があるとのことです。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定する予定とのことです。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は

(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ないとのことです。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 当社株式が上場廃止となる見込みがある旨及びその理由について

当社普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性がありますとのことです。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社普通株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しているため、その場合、当社普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。これに対し、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）に到達せず、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を見合わせる場合、当社普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定とのことです。

なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することができなくなり、また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われない予定とのことです。

(6) 公開買付者と当社の株主等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
山崎 耕司	代表取締役	社長	1,900	19
長島 優	取締役	執行役員常務	1,600	16
小島 和人	取締役	執行役員常務	1,100	11
庭野 修次	取締役	執行役員常務	1,500	15
中井 真人	取締役	執行役員	400	4
佐藤 慶太	取締役			
松倉 肇	取締役			
渡邊 穰	取締役			
木下 肇	取締役			
田中 哲男	常勤監査役		500	5
京極 政好	常勤監査役		100	1
橋本 副孝	監査役			
川上 耕毅	監査役			
計			7,100	71

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役佐藤慶太、松倉肇、渡邊穰及び木下肇は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。

(注3) 監査役京極政好、橋本副孝及び川上耕毅は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。